八　道路運送法施行規則第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

九　道路運送法施行規則第五十一条の二十二に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十　法第八条第七項の認定を受けたことを証する書類

十一　第一条第二号から第十一号までに掲げる者にあっては、自家用有償観光旅客等運送の対価について、法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見の内容を記載した書類

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第六条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。

（変更登録）

第七条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項の規定にかかわらず、同条第一項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第五条に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

二　登録証

三　自家用有償観光旅客等運送者が第四条第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、法第九条第一項の変更の認定を受けたことを証する書類

（自家用有償観光旅客等運送自動車に関する表示等）

第八条　自家用有償観光旅客等運送者は、自家用有償観光旅客等運送を行う場合には、道路運送法施行規則第五十一条の二十三第一項に規定する標章に外国人観光旅客の利便の確保に関し必要な事項を記載するように努めるものとする。

第九条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の四第一項	地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の
第五十一条の六	自家用有償旅客運送者登録証	自家用有償観光旅客等運送者登録証
	路線又は運送の区域	国家戦略特別区域法第十六条の二第二項の規定により区域計画に定められた路線又は運送の区域
第五十一条の九第一号	福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて	自家用有償観光旅客等運送に

第五十一条の九第二号		第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者
第五十一条の十第一項第四号	第五十一条の二	国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）第四条
第五十一条の十第二項	第五十一条の三	国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第五条
第五十一条の十三第一項	次のとおりとする	次のとおりとする（第二号を除く。）
第五十一条の十三第三項第一号	第五十一条の三	国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第五条
第五十一条の十四第一項	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）
第五十一条の十四第二項	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）
第五十一条の十五第三号	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあっては、当該地域	国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号から第十一号までに掲げる者が行う自家用有償観光旅客等運送に係る対価にあっては、当該地域
	運営協議会において協議が調っている	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いている
第五十一条の十六第四項	第一項第一号及び前項第二号	第一項第一号
第五十一条の十六第五項及び第六項	第一項第一号及び第三項第二号	第一項第一号
第五十一条の十七第三項	次に掲げる業務	次に掲げる業務（第三号に掲げる業務を除く。）
第五十一条の十九第一項第五号	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の十九第三項	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）
	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の二十四第一項	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）